



OB memoir

原産地規則の思い出

上川 純史

回顧録

Tadahisa Kamikawa

昭和58(1983)年、私が税関に入った当時、「原産地規則」には、①非特惠分野の規則¹及び②一般特惠原産地規則²の2種類が存在していました。いずれも一定の役割を果たすものでしたが正直なところ、やや限定的な分野における特殊な業務という印象を個人的には有していました。

非特惠原産地規則の交渉(第1の沼)

当時は原産地規則に係る明確な国際ルールが存在していなかったことから、各国が原産地規則を必要に応じて任意に定めており、貿易・海外投資の増大や地域統合の進展に伴い、恣意的な策定・運用を通じて、原産地規則を貿易制限措置として用いる傾向がありました。これを踏まえ、ウルグアイ・ラウンド交渉³(UR)の非関税措置交渉グループにおける交渉項目の一つとして原産地規則が取り上げられることとなりました。

私はこのとき、大蔵省(当時)関税局において非関税措置交渉グループに係る業務を担当しており、本来であれば私とその交渉に携わる筈でしたが、諸事情により同じ課の他のラインが担当することとなりました。その後の人事異動で一

旦はURから離れたものの、まさかその3年後に上述のラインに異動し、結局原産地規則に関わることになるうとは夢にも思いませんでした。これが、私が原産地規則の「沼」に嵌まる第一歩でした。

URの結果、世界貿易機関(WTO)⁴及び世界税関機構(WCO)⁵の下で非特惠原産地規則調和作業を行うこととなり、WCO側において平成7(1995)年2月から具体的な作業が開始されました。私はその準備作業から関わることとなり、ベルギー・ブリュッセルのWCO本部及びスイス・ジュネーブのWTO本部においてそれぞれ交渉会合が開かれる度に東京より出張し、日本政府代表として交渉を行うこととなりました。

平成9(1997)年7月に一旦原産地規則の担当から外れたものの、翌年5月に再度担当することとなり、交渉三昧の日々をおくることとなりました。交渉の最盛期には、WTOで1週間交渉→終了後の週末にベルギーに移動→翌週WCOで1週間交渉を行い、これを年に6回繰り返していました。すなわち1年間に2週間×6≒3か月間、日本を不在にしていたこととなります。

EPA原産地規則の交渉(第2の沼)

この様にWTOにおける非特惠原産地規則調和作業という「沼」に嵌まっていたところに、シンガポールよりFTAを締結したい旨の提案があり、平成13(2001)年1月に交渉が開始されました。私は、同交渉の原産地規則部会における日本政府代表を務めることとなり、EPA原産地規則という2番目の「沼」に嵌まることとなったのです。



平成15(2003)年11月にチェコ・プラハで開催されたWCO原産地規則セミナーに講師として参加した際の写真(写真提供:上川氏)

この原産地規則部会における交渉に関しては、私は①関連業界・税関が習熟している日本の一般特惠原産地規則を(可能な範囲において)ベースとしつつ、②WTOの非特惠原産地規則調和作業における条文案も参考にして規則を策定するという基本方針に基づき臨みました。この方針は、策定された条文において、ある程度は反映されたと考えています。

同年7月の人事異動で交渉から離れたものの、平成17(2005)年7月には財務省関税局に新たに設けられた原産地規則専門官にその初代として着任し、以後4年間にわたり、EPAの原産地規則の策定に携わることとなりました。

私とその原産地規則の策定に参画したEPAは、参画期間の長短はあるものの、シンガポールEPA及び(発効順に並べて)マレーシアEPAからオーストラリアEPAまでの計13本になります。これらEPAの原産地規則策定交渉に関わっていた当時は、なるべく使い勝手のいいものにすべきと思いつつも、早く交渉を纏めるべきとのプレッシャーの下に交渉を進めたものであり、結果として、ユーザーにとって最善のものになったかという点については、心残りが無いとは言えないというところ です。

以上、とりとめのない思い出話を綴りましたが、読者諸氏におかれましては、原産地規則をうまく活用してEPAの成果を最大限に享受していただくことを祈念しつつ、キーボードの打鍵を終えることとします。

¹当時のガット譲許税率の適用の可否を判定するもので、関税法基本通達68-3-4において規定。令和4(2022)年12月現在においては、関税法施行令第4条の2第4項、関税法施行規則第1条の6及び第1条の7並びに関税法基本通達68-3-5において規定。

²一般特惠関税制度(GSP)の下での規則。関税暫定措置法、同施行令及び同施行規則において規定。

³関税及び貿易に関する一般協定(GATT)の枠組みの下で行われた多角的貿易交渉の一つ。昭和61(1986)年9月に開始、平成6(1994)年4月に終結。本ラウンドの成果としてWTOが設立された。

⁴世界貿易機関(WTO:World Trade Organization)。平成7(1995)年1月1日設立、本部所在地はスイス・ジュネーブ。加盟国・地域数は164(令和4(2022)年12月現在)。

⁵世界税関機構(WCO:World Customs Organization)。正式名称は関税協力理事会(CCC:Customs Co-operation Council)。昭和27(1952)年設立、本部所在地はベルギー・ブリュッセル。加盟国・地域数は184(令和4(2022)年12月現在)。